

国土建第52号通知の補足資料

(1) 建設業許可基準の見直し（第7条関係）

現行	改正後
<p>第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 (略) = 経管</p> <p>二 (略) = 専技</p> <p>三 (略) = 誠実</p> <p>四 (略) = 財産的基礎</p>	<p>第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。</p> <p>二～四 (略) (ほぼ変更なし)</p>

●解説●

「経営業務管理責任者」という名称は、確かに廃止。でも、「経営管理責任体制」を求めるよ！

< “経営管理責任体制” の判断基準予想（衆議院国土交通委員会の局長答弁より） >

- ① 現行の経管となる要件を満たすこと。
- ② 建設業における役員又は相応の管理職経験を5年以上有している者がいること。
- ③ 建設業以外の業種における役員経験を5年以上有している者がいること。

+ その者を適切に補助できる能力を有する者を、補佐する役職に置くこと。

? 疑問 ?

- ・ 現行の“準ずる地位”や“補佐経験”は①になるのか、②になるのか。

- ・②の「相応の管理職経験」とは、いったいどこまで認められるのか。
- ・③の「補助できる能力を有する者」、どういう能力を求めるのか。講習？
- ・③の「補佐する役職」とは、いったいどんなものを想定しているのか。
- ・経営管理責任体制に名前を出す人は、“常勤”が要件となるのか。

▽参考▽

現行	改正後
<p>(変更等の届出)</p> <p>第十一条 (略) =30日以内の変更届</p> <p>二 (略) =決算届</p> <p>三 (略) =決算後4か月以内の変更届</p> <p>四 許可に係る建設業者は、<u>第七条第一号イ又はロに該当する者として証明された者が、法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなつた場合若しくは同号ロに該当しなくなつた場合又は営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(変更等の届出)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 許可に係る建設業者は、<u>(削除)</u>営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>五 (略)</p>

? 疑問 ?

- ・ 経営管理責任体制の変更届はどうなるのか。

(2) 許可を受けた地位の承継 (第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 関係)

新設

第十七条の二 建設業者が許可に係る建設業の全部（以下単に「建設業の全部」という。）の譲渡を行う場合（当該建設業者（以下この条において「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人（建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

- 一 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき 国土交通大臣
- 二 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
 - イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
 - ロ 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

2 建設業者である法人が (略) = 合併

3 建設業者である法人が (略) = 分割

4～6 (略)

7 第一項から第三項までの規定により (中略) 承継した場合 (中略) 許可の有効期間

については、(中略) 当該承継の日の翌日から起算するものとする。

●解説●

合併や分割のとき、今まではどうしても空白期間ができてしまっていたけれども、許可を引き継げることになったよ！

<承継(相続を除く)のポイント>

- ・関係者がすべて同一の都道府県知事許可であれば、その知事の認可。
- ・それ以外は国土交通大臣の認可。
- ・第1項だけ主語が違うので、営業譲渡については個人も対象。合併と分割は法人のみ。
- ・許可日は承継の翌日から起算とあるが、許可番号は変わらないのか。

?疑問?

- ・どれくらい前から申請ができるのか。どれくらい前までに認可を受ければよいのか。
- ・承継元と承継先が、同一の建設業で特定と一般ちぐはぐの許可を有している場合に使えないのはなぜなのか。

新設

第十七条の三 建設業者が死亡した場合において、当該建設業者(以下この条において「被相続人」という。)の相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。)が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするとき(被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている

場合を除く。)は、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。

- 一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき 国土交通大臣
- 二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき 当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。

ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3～5 (略)

●解説●

個人事業主が亡くなった場合、建設業許可を相続できる！承継は承継の前の事前認可の制度だが、相続は相続開始後の認可申請である。ただし、被相続人の死亡後 30 日以内に認可申請が必要。四十九日もまだなのに…。

? 疑問 ?

- ・ここに言う「相続人」は、法定相続人に限られるのか、遺言により法定相続人以外の相続人にすることも可能なのか。
- ・第十七条の三を読んでから営業譲渡を見てみると、営業譲渡は個人事業主からNo. 2 や息子への営業譲渡も可能なのだろうか。
- ・建設業の全部を承継すべき相続人を選定せず、つまり、遺産分割協議前にとりあえず相続人全員名義で認可を申請することはできるのか。

(10) 監理技術者の専任義務の緩和

現行	改正後
<p>第二十六条 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。</p> <p>四 (新設)</p> <p>五 (略)</p>	<p>第二十六条 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (中略)ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。</p> <p>四 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。</p> <p>五 (略)</p>

●解説●

現行制度上、監理技術者は基本的に現場専任が求められているが、「職務を補佐する者」

として一級技士補を専任するのであれば、監理技術者の複数現場兼務を認める。

? 疑問 ?

- ・「政令で定める数」がいくつになるのだろうか。やはり2つか？
- ・専任の主任技術者について例外規定の対象外となっているのはなぜか。
- ・工事経歴書の記載はどうなるのだろうか。
- ・技士補の経審加点は発生するのだろうか。

(11) 主任技術者の配置義務の合理化

新設

第二十六条の三 特定専門工事の元請負人及び下請負人（建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。）は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。

2 前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負った建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第六項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

5 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

6 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。

二 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

7 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。

8 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

●解説●

“専門工事一括管理施工制度”と呼ばれる予定の制度。下請の実施工（作業）を請け負う下請業者は、一定の要件の下に、主任技術者を置かなくても良いものとする。

第1項 元請業者の主任技術者が下請業者の職務を担うのであれば、双方合意の上、下請業者は主任技術者を置かなくても良いよ！

第2項 第1項の制度は、2つの一式工事は不可で、27業種の専門工事のうち一部に限る予定で、下請契約の額にも制限を設ける。また、監理技術者が必要な、元請かつ下請金額4000万円以上の工事は対象外だよ！

第3項 第1項の合意は、書面でしなきゃダメよ！

第4項 この制度を利用する場合は、合意の前に、注文者の承諾を得なきゃダメよ！

第5項 注文者の承諾は、パソコンとかでもOKにする予定だよ！

第6項 この制度を利用する場合の元請負人の主任技術者は、1年以上の指導監督的実務経験を有すること、専任で置くこと、の2つが条件だよ！

第7項 この制度を利用する場合は、“技士補を置いて掛け持ち”制度は使えないよ！

第8項 主任技術者を置かなくて良くなった下請業者は、さらなる下請は不可だよ！作業に徹しなさい！

? 疑問 ?

- ・ 27業種のうち、どの業種で認められるのか。あるいはすべて認められるのか。
- ・ 「政令で定める金額未満」とは、いくらだろうか。
- ・ 承諾を得るのは「注文者」であって「発注者」ではないので、直近上位の元請業者ということによいのか。
- ・ 工事経歴書の記載はどうなるのだろうか。
- ・ 現実的に考えて、施主さんから直接請け負った元請業者が利用することは考えにくいので、ここに言う「元請負人」は一次下請以下となるが、下請専業でやっているような会社がどうやって指導監督的実務経験を1年積むのか。仮に積んでいるとしても、それをどうやって確認していくのか。そもそも、特定建設業許可の指導監督的実務経験と同じなのか。
- ・ 制度を利用した場合、さらなる下請は不可とのことだが、いわゆる“人工出し”のような場合はどのように考えるのか。

(おまけ) 成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化

現行	改正後
第八条 国土交通大臣又は都道府県知事	第八条 国土交通大臣又は都道府県知事

<p>は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から<u>第十三号</u>までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>二～十三 （略）</p>	<p>は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から<u>第十四号</u>までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 <u>破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>二～九 （略）</p> <p>十 <u>心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの</u></p> <p>十一～十四 （略）</p>
--	--

●解説●

建設業法の改正ではなく、根拠法令は「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和1年6月14日公布）。既に一部で施行されており、建設業法の場合は3か月で施行の見込み。上記のとおり、建設業法の条文から「成年被後見人若しくは被保佐人」が削除されており、個別審査規定は省令に委ねられた。余談だが、我々士業の欠格要件からも削除されている。

? 疑問 ?

- ・省令次第ですが、今までどおりに落ち着くのか、個別に能力を判断するなにかしらの基準を設けるのか。
- ・個別判断となると、例えば、警備業のように診断書を求めるのか。